

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

第二種特定鳥獣管理計画
(イノシシ)
第2期

計画期間 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで

令和4年4月

沖縄県

目次

1		
2	1	計画策定の背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3	2	管理すべき鳥獣の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4	3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
5	4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域・・・・・・・・・・ 1
6		(1) 計画の対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
7		(2) 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
8		① イノシシの分布及び生息状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
9		② 捕獲の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
10		③ 推定個体数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
11		④ 狩猟免許所持者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
12		⑤ イノシシによる被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
13		1) 農作物被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
14		2) 在来希少種への被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
15	5	計画の評価と改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
16	6	第二種特定鳥獣の管理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
17		(1) 管理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
18		(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 5
19	7	第二種特定鳥獣の根絶に向けた調整に関する事項・・・・・・・・・・ 5
20		(1) 計画推進のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
21		① 捕獲の推進に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
22		② 生息状況等把握のための情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
23	8	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項・・・・・・・・・・ 6
24		(1) 事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
25		(2) 対象鳥獣の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
26		(3) 事業の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
27		(4) 事業の実施区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
28		(5) 事業の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
29		(6) 事業の実施方法並びに実施結果の把握及び評価・・・・・・・・・・ 7
30		① 実施の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
31		② 実施の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
32		③ 事業の実施者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
33		④ 実施結果の把握及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
34	9	慶良間諸島の保全及び捕獲環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・ 7
35	10	その他第二種特定鳥獣の根絶に向けた取り組みに必要な事項・・・・・・・・・・ 7
36		(1) イノシシの拡散防止及び事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
37		(2) 錯誤捕獲の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
38		(3) イノシシ・イノブタ等の飼育管理の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
39		(4) 防疫措置の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1 1 計画策定の背景及び目的

2 平成15年頃に渡嘉敷島でイノブタ生産のためにニホンイノシシ（以下「イノシシ」という。）
3 が導入され、その後の管理不足等により逸走した個体が野生化し、平成25年頃には年間100頭近
4 く捕獲される程個体数が急増した。

5 イノシシにより、稲やイモ類等への農作物被害が生じているだけでなく、海岸部ではウミガ
6 メの卵の捕食が報告されているほか、内陸部ではサワガニ類等の希少種の捕食や、カエル類等
7 の繁殖地である水場環境をヌタ場とする等、生態系へも大きな影響を与えている。さらに、海
8 を渡った個体が座間味島でも定着し、座間味島においてもウミガメの卵等が捕食されている可
9 能性がきわめて高い状況である。今後もイノシシの分布拡大が続けば、慶良間諸島国立公園の
10 在来希少種等への被害は計り知れない。

11 本計画は、慶良間諸島国立公園の生物多様性の保全及び農作物被害の軽減を図るため、「鳥獣
12 の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）」、環境省
13 の基本指針及び第13次鳥獣保護管理事業計画等に基づき、イノシシの計画的な捕獲及び慶良間
14 諸島からの根絶を推進することを目的として策定する。

16 2 管理すべき鳥獣の種類

17 イノシシ（イノブタを含む）

19 3 計画の期間

20 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
21 （第13次鳥獣保護管理事業計画の期間内とする）

23 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

24 (1) 計画の対象区域

25 慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）の全域

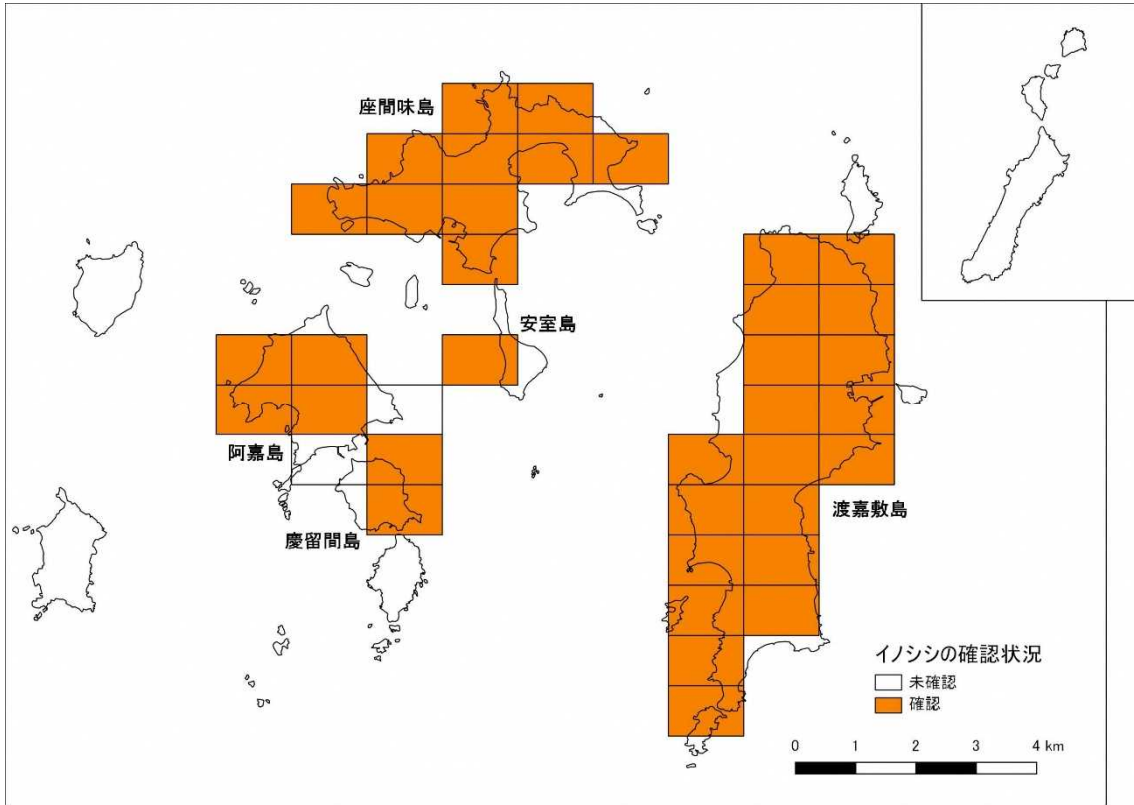


26 図1 区域（慶良間諸島の全域）
27
28

1 (2) 現状

2 ① イノシシの分布及び生息状況

3 渡嘉敷島で定着したイノシシは、渡嘉敷島のほぼ全域で生息が確認されているほか、海
4 を渡り座間味島のほぼ全域でも生息が確認されている。また、数は少ないが周辺離島の阿
5 嘉島、慶留間島、安室島でも生息が確認されている。



6 図2 イノシシが確認された地域

7 (令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業の自動撮影カメラによる調査結果より)

8 ② 捕獲の状況

9
10 渡嘉敷村及び座間味村（以下「両村」という。）においては、「鳥獣による農林水産業等
11 に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）」
12 に基づく被害防止計画が策定されており、鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施している
13 とともに、鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を実施している
14 ところである。渡嘉敷村では平成25年度頃から年間100頭前後が捕獲されている状況が続い
15 ており、座間味村では平成25年度に1頭が捕獲されて以降しばらく捕獲が無かったが、平
16 成29年度に再び捕獲され、その後捕獲数が急増している。

17
18 表1 渡嘉敷村における年度別捕獲実績（頭数）

捕獲区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
有害	99	122	119	82	98	123	36	86
指定管理	—	—	—	—	—	—	0	25
狩猟	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	99	122	119	82	98	123	36	111

1 表2 座間味村における年度別捕獲実績(頭数)

捕獲区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
有害	1	0	0	0	2	8	25	13
指定管理	—	—	—	—	—	—	52	44
狩猟	0	0	0	0	0	0	3	6
合計	1	0	0	0	2	8	80	63

3
4 ③ 推定個体数

5 令和2年度の指定管理鳥獣捕獲等事業においてイノシシの個体数の推定を行ったところ、
6 以下(表3)の結果となった。なお、推定個体数については、REM(Random Encounter Model)
7 法により算出した。

8
9 表3 推定個体数

島名	推定に用いた 平均移動速度のデータ	R2年										R3年	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
渡嘉敷島	最小値(0.85km/日)	—	—	—	—	—	575	954	551	229	166	180	
	最大値(1.90km/日)	—	—	—	—	—	257	427	247	103	74	80	
座間味島	最小値(0.85km/日)	129	89	167	222	142	129	156	174	80	66	48	
	最大値(1.90km/日)	58	40	75	99	63	58	70	78	36	29	22	
阿嘉島	最小値(0.85km/日)	4	1	4	4	7	0	1	3	5	0	0	
	最大値(1.90km/日)	2	0	2	2	3	0	1	1	2	0	0	
慶留間島	最小値(0.85km/日)	0	0	0	0	0	0	3	2	4	0	0	
	最大値(1.90km/日)	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	

11
12 ④ 狩猟免許所持者の状況

13 両村は元々狩猟免許所持者が少ない地域であったが、地元住民による捕獲強化を図るた
14 め、令和3年1月に座間味島で狩猟免許試験を開催したこともあり、狩猟免許所持者は増
15 加傾向にある。

16
17 表4 狩猟免許所持者数(令和3年10月1日時点)

免許の種類	渡嘉敷村	座間味村	沖縄県全体(参考)
第1種銃猟	3	7	453
第2種銃猟	0	0	37
わな猟	22	20	686
網猟	1	0	80
合計	26	27	1256
実人数	22	21	934

18
19 ⑤ イノシシによる被害の状況

20 1) 農作物被害

21 両村は営農面積自体が大きくないため、被害額も大きくはない。しかし、農家の営農
22 意欲の低下を引き起こしているほか、農作物被害額には含まれない自家菜園での被害が
23 報告されている。また、林道周辺では掘り返しによる被害が広がっており、農作物被害
24 額として現れない部分で被害が広がっている。
25

表5 両村におけるイノシシによる年度別農作物被害額（単位：円）

村名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
渡嘉敷村	31,880	4,692	353,563	401,407	1,055,671	658,683	221,443	278,000	3,005,339
座間味村	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖縄県全体 (参考)	34,856,604	24,322,950	20,192,921	21,386,582	16,030,237	21,063,222	20,834,488	17,577,707	176,264,711

※座間味村では鳥獣による農作物被害が少ないため、イノシシによる農作物被害額に関する統計は作成されていない。

2) 在来希少種への被害

平成30年度に県が実施した調査では、渡嘉敷島、座間味島の広範囲でイノシシの痕跡が確認されており、令和2年度に環境省沖縄奄美自然環境事務所が実施した渡嘉敷島におけるイノシシの糞及び胃内容物の分析結果から、トカシキオオサワガニ、ケラマサワガニなどの希少なサワガニ類が捕食されていることが確認された。

表6 慶良間諸島に生息する主な在来希少種

分類	種名	希少種指定	沖縄県RDBカテゴリー	環境省RLカテゴリー
爬虫類	リュウキュヤマガメ	国内希少種	絶滅危惧 I B類 (EN)	絶滅危惧 II 類 (VU)
	ケラマトカゲモドキ	国内希少種	絶滅危惧 I B類 (EN)	絶滅危惧 I B類 (EN)
両生類	ホルストガエル	国内希少種	絶滅危惧 I B類 (EN)	絶滅危惧 I B類 (EN)
	イボイモリ	国内希少種	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧 II 類 (VU)
甲殻類	カクレサワガニ	国内希少種	絶滅危惧 I A類 (CR)	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)
	トカシキオオサワガニ	国内希少種	絶滅危惧 I A類 (CR)	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)
	トカシキミナミサワガニ	県指定希少種	絶滅危惧 I B類 (EN)	絶滅危惧 II 類 (VU)
	ケラマサワガニ	県指定希少種	絶滅危惧 I B類 (EN)	絶滅危惧 II 類 (VU)

5 計画の評価と改善

前計画では、管理の目標を「慶良間諸島全域から計画的な根絶を目指すこと」としていたが、具体的な目標値を設定していなかった。本計画では「6 第二種特定鳥獣の管理の目標」において年度毎の目標値を設定し、計画的に根絶に向けた施策を実施する。

6 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 管理の目標

慶良間諸島に生息するイノシシは外来種であるため、地域個体群として個体数管理や保全を行う必要は無いことから、慶良間諸島全域から計画的な根絶を目指すこととする。

表7 年度毎（3月末）の目標生息数

島名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
座間味島	35	31	27	18	8	4	1	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷島	130	143	158	139	122	108	95	83	55	24	5	0	0

※表3の推定個体数を基にシミュレーションを行い、最小値・最大値の平均値を目標として

設定した。

※その他の島については生息状況を調査しながら、適宜捕獲を実施する。

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、以下の項目を実施する。

- ・慶良間諸島に生息するイノシシの生息状況調査、イノシシによる農作物被害や在来希少種被害の実態把握。
- ・鳥獣被害防止特措法に基づく捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による積極的な捕獲の実施。
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業による効果的な捕獲手法の検証や技術開発等の実施。
- ・第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向けた進捗状況の管理。
- ・前年度の生息状況や捕獲状況等を反映した、順応的な計画の検討。

また、目標を達成するため、下記の機関と連携して対策を実施する。

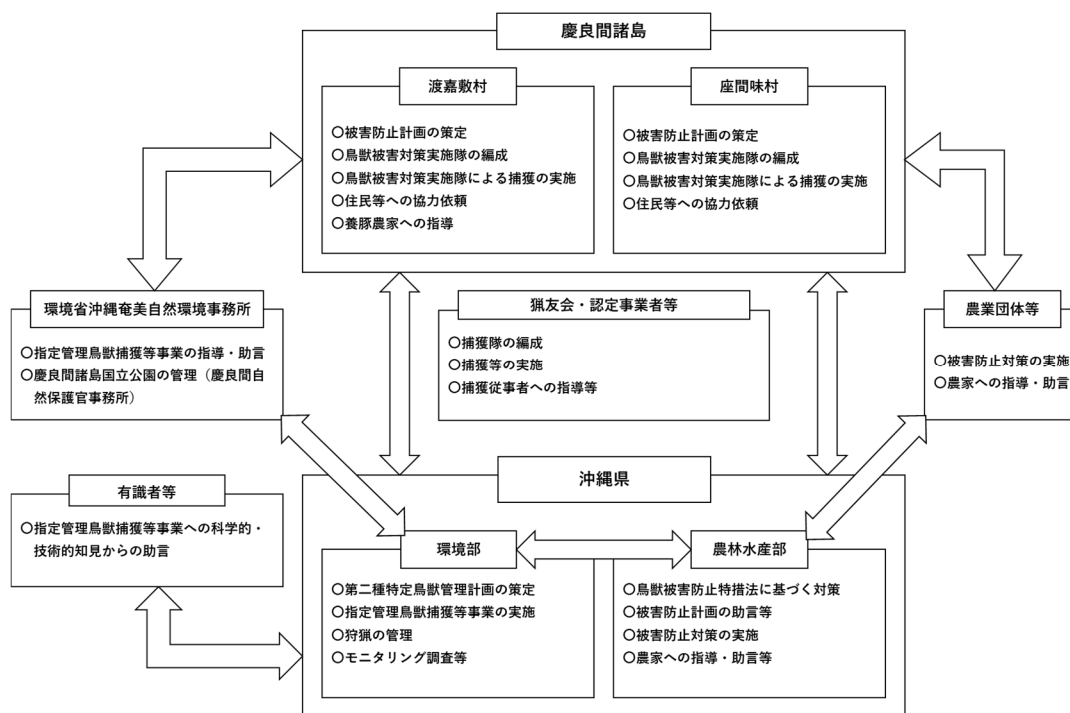


図3 関係機関との連携体制

7 第二種特定鳥獣の根絶に向けた調整に関する事項

(1) 計画推進のための方策

全国的にもイノシシの生息密度や個体数を正確に把握するための有効な調査方法が確立されていないことから、捕獲情報や自動撮影カメラによる生息状況のモニタリング等の情報を共有する等、効率的な捕獲を推進するため、関係機関が緊密に連携した捕獲体制の整備を図る。

① 捕獲等による被害防止の推進に向けた取り組み

- ・両村においては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画が策定されていることから、鳥獣被害対策実施隊による集落周辺での捕獲を推進するとともに、侵入防止柵の整備や

1 遊休地、耕作放棄地の環境整備を推進する。また、適正かつ円滑に捕獲を実施できるよ
2 う、専門家等による助言や関係機関との情報共有を図るとともに、助成事業等の活用を
3 行う。

4 ・県においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等による慶良間諸島全域での捕獲を推進
5 するとともに、効果的な捕獲手法の検証等を行い、有効と認められた場合は、両村によ
6 る捕獲での普及を図る。また、検討委員会を開催し、専門家等の助言を受けながら事業
7 を推進するとともに、関係機関との情報共有を図る。

8

鳥獣被害防止特措法に基づく対応	鳥獣保護管理法に基づく対応
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村鳥獣被害防止計画の策定 ・鳥獣被害対策実施隊による集落周辺での捕獲 ・農地周辺への侵入防止柵の設置 ・鳥獣被害防止対策協議会による協力等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定 ・指定管理鳥獣捕獲等事業による林野内など、集落周辺以外での捕獲 ・指定管理鳥獣捕獲等事業による効果的な捕獲手法の検証等 ・指定管理鳥獣捕獲等事業による検討委員会の開催 ・鳥獣保護管理法の例外の適用の検討

9

10 ② 生息状況等把握のための情報収集

- 11 ・鳥獣被害防止特措法に基づく捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数の把握
- 12 ・指定管理鳥獣捕獲等事業によるイノシシの生息状況調査、在来希少種の生息状況や被害
- 13 状況調査の実施
- 14 ・住民等の協力による生息状況の把握（目撃情報等）

15

16 8 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

17 (1) 事業の目的

18 第二種特定鳥獣管理計画の目的及び目標を達成するため、両村で実施されている鳥獣被害
19 防止特措法に基づく捕獲に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を実施する。

20

21 (2) 対象鳥獣の種類

22 イノシシ（イノブタ含む）とする。

23

24 (3) 事業の実施期間

25 原則として1年以内とする。

26

27 (4) 事業の実施区域

28 慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）の全域とする。

1 (5) 事業の目標

2 「5 第二種特定鳥獣の管理の目標」に定める管理の目標とする。
3 (慶良間諸島全域からの計画的な根絶)

4
5 (6) 事業の実施方法並びに実施結果の把握及び評価

6 ① 実施の方法

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、鳥獣保護管理法第14条の2の規定に基づ
8 き、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下「実施計画」という）を策定し、当該事業の
9 内容や実施体制について定めるものとする。また、有識者や専門家、関係機関を構成員と
10 した検討委員会を開催し、事業の効率的・効果的な推進を図る。

11
12 ② 実施の時期

13 「3 計画の期間」に定める期間内において実施するものとし、原則として1年以内と
14 するものとする。

15
16 ③ 事業の実施者

17 沖縄県を実施者とする。

18
19 ④ 実施結果の把握及び評価

20 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、
21 捕獲手法、捕獲努力量等の捕獲情報の収集・整理・分析を行い、結果をとりまとめ、事業
22 が終了したときには、事業の評価等を行い、必要に応じて次期実施計画に反映させるもの
23 とする。なお、評価にあたっては、有識者や専門家等の意見を踏まえながら実施するもの
24 とする。

25
26 9 慶良間諸島の保全及び捕獲環境の整備に関する事項

27 慶良間諸島は「慶良間諸島国立公園」として管理されていることから、環境省沖縄奄美自然
28 環境事務所、同慶良間自然保護官事務所と連携しながら事業を実施していく必要がある。また、
29 渡嘉敷村及び座間味村においては、イノシシの餌場や隠れ場所を減らすため、耕作放棄地や林
30 道の管理等環境の整備を進めていく必要がある。

31
32 10 その他第二種特定鳥獣の根絶に向けた取り組み必要な事項

33 (1) イノシシの分布拡大防止及び事故防止

34 イノシシの分布拡大や警戒心の昂進を防止するため、無計画な狩猟等については自粛を求
35 めるとともに、わなや猟銃等による事故を防止するため、捕獲を実施する際には安全管理を
36 徹底する。

37
38 (2) 錯誤捕獲の予防

39 対象区域の一部には天然記念物に指定されているケラマジカが生息しており、使用するわ

1 なによっては錯誤捕獲の可能性があるので、ケラマジカの生息地で捕獲を実施する場合には、
2 沖縄県教育庁文化財課等関係機関と十分に協議を行い、ケラマジカへの影響をできる限り少
3 なくするよう努める。

4

5 **(3) イノシシ・イノブタ等の飼養管理の徹底**

6 再度のイノシシの侵入及び定着を防止するため、関係機関と連携し、家畜飼養者への飼養
7 管理の徹底と必要に応じて適切な指導を行うよう努めるとともに、広報誌等を活用し、住民
8 に対しても広く周知啓発に努める。

9

10 **(4) 防疫措置の実施**

11 県内において、現在のところ野生イノシシのCSF（豚熱）陽性事例は確認されていないが、
12 引き続き、CSF及びASF（アフリカ豚熱）の浸潤状況の把握及び感染拡大の防止に努める。